

第17回 地方分権改革有識者会議・
第11回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成26年9月18日（木） 17：00～18：34 場

所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階） 出席

者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、柏木齊、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、森雅志の各議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、磯部哲、勢一智子の各構成員

（勢一構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕石破茂内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、平将明内閣府副大臣、松山健士内閣府事務次官、井上源三内閣府審議官、満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

平成26年の提案募集方式について（各府省からの第1次回答の状況、専門部会におけるヒアリング等の状況）

（神野座長） それでは、第17回「地方分権改革有識者会議」と第11回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催いたします。

皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただき深く感謝申し上げます。

本日は、有識者会議の小早川座長代理、古川議員、谷口議員、それから提案募集検討専門部会の山本構成員、伊藤構成員が所用のため御欠席との御連絡を頂戴しております。

さらに本日は、新たに地方分権改革を担当する内閣府特命担当大臣に御就任されました石破茂大臣と、副大臣に御就任されました平将明副大臣に御臨席を頂戴いたしております。

開会に先立ちまして、石破大臣からお言葉を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（石破大臣） 地方分権改革を担当することになりました国務大臣の石破です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、地方分権改革の推進に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。特に、提案募集検討専門部会では、50時間以上にわたり、積極的かつ闊達な御議論を賜ったと承っております。誠にありがとうございます。

安倍内閣の最大の課題は「元気で豊かな地方の創生」であると言われていています。増田寛也さんの日本創生会議の報告に何でも依存するわけではありませんが、このままいくと今の地方の姿は、次の時代の都市の姿であり、それは結局日本全体の衰退に向かうという危機感を持っています。このような話はずっと昔から言われており、日本列島改造論もあり、田園都市国家の構想もあり、ふるさと創生事業もあり、それなりに立派な試みでしたが、今回は、このままいったらこの国はどうなるのだという極めて強い危機感がございます。それが今までと違う点で、東京一極集中に歯止めをかける、人口減少を克服する、そのような課題に対して、地域の特性に応じた解決法を見出していかなければならないと考えています。

そのためには地方分権改革を地方創生と共に推進することが不可欠ですが、「とにかく困っているので国は何とかしてください」という話ではなく、「この地域、我が町、我が村、我が県、これはこのようにしたいのだ。したがって、国はこのようにしてもらいたい」という話でなければ困るわけです。やる気、熱意、知恵のある地方を応援していきたいし、また、必ずしもそれが全てそろっていない地方においても自分たちも頑張ろうという形になって日本全体の改革が進むと考えています。

提案募集方式では、地方公共団体の熱心な取組により、1,000件近くに上る提案を頂戴しております。年末の取りまとめまでに時間が限られていますが、それらの改革提案を政府として真正面から受け止めてまいります。縦割りは排す、調整を強力に進めると言っていますが、これを進めるのが私であり、平副大臣です。縦割りではないということを示さなければなりません。各府省はいろいろなことを言うわけですが、この調整を強力に進めるというのが私どものミッションだと考えております。安倍総理がよく「異次元」という言葉をお使いになりますが、まさしくそういうことなのだと思います。従来型の手法はとりません。縦割りはやらない。そして、強力に調整を行うということが「異次元」ということなのではないかと私は理解をしているところです。

そのため、皆様方におかれましては、膨大な数の改革提案について、それぞれ論点を整理し、具体的な検討をさらに進め、結論を得たい、そのためのお力を賜りたいと考えています。

地方分権を進めて一体何があるのか。その地域は何が変わるのかということがまだよく御理解されていないところがあります。それぞれの地域の方々に、地方分権を進めることによって何がどうなるのか、そして、分権には当然責任が伴いますから、その責任とは一体いかなるものであるかということをよく御認識いただかないと、地方分権という言葉は空回りしかねないと思っています。

今回の地方創生というのは、ある意味、国の形を変えるもので、地方分権はその中核をなすものの1つであると考えています。私にしても、平副大臣にしても、またその他の政務にしても、とにかく地方分権とは何であり、地域がどう変わり、国がどう

変わるのかということを一一人の国民の皆様方に実感していただくということが肝要であると考えています。

大変無理な願いをいたしますが、どうぞお知恵、お力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、平副大臣から御挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(平副大臣) このたび地方分権改革を担当することになりました内閣府副大臣の平将明です。どうぞよろしくお願いいたします。

今、石破大臣からお話があったとおりですが、併せて地方創生の担当をしております。現在進めている提案募集方式では、地方公共団体から1,000件近い御提案をいただいておりますが、霞が関というのはポジショントークになりがちですので、そういうことに対して地方分権改革を推進する視点から一緒に戦い、成果を出していくということが我々政務の役割になろうかと思っております。

また、神野座長は、私が議員になる前から御指導いただいておりますので、仲間としてしっかり頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

(神野座長) それでは、ここで石破大臣が公務のため御退室されます。ありがとうございました。

(石破大臣) 申し訳ありません。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(石破大臣退室)

(神野座長) それでは、議事に入ります。本日の議題は「平成26年の提案募集方式について（各府省からの第1次回答の状況、専門部会におけるヒアリング等の状況）」です。まず、事務局から、各府省からの第1次回答の状況や専門部会におけるヒアリングの状況などについて御説明いただきます。

次に、高橋提案募集検討専門部会長から、提案募集検討専門部会における検討状況について御説明いただき、柏木農地・農村部会長から、農地・農村部会における検討状況について御説明いただきます。その後、議員及び構成員の皆様方による意見交換を行いたいと思っております。

それでは、初めに、事務局からの御説明をよろしくお願いいたします。

(三宅次長) 地方分権改革推進室次長の三宅です。よろしくお願いいたします。

座長から御案内がありました資料1、2、4、6について、事務局から御説明申し上げます。

まず、資料1「平成26年の提案募集方式における各府省からの第1次回答状況」を

御覧ください。一番下の回答状況の合計欄を御覧いただきますと、「C：対応不可」が817件となっており、合計1,060の回答に対して約8割が対応不可という大変残念な状況です。

ただ、あくまでも第1次回答ですから、今後、あるいは既に進んでいますが、専門部会でのヒアリングや事務的な確認作業を通して各府省に提案への理解を深めていただき、「実施」という回答をさらに得られるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料2を御覧ください。こちらが提案募集検討専門部会で御議論いただいている重点事項、また、農地・農村部会で取り扱っている事項に係る各府省からの1次回答の状況を一覧にまとめたものです。この中から何点か抽出して御説明申し上げます。

1ページ以降に記載があるのが、A-①「これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの」で、提案募集検討専門部会で御議論いただいているものです。

1ページの通番3を御覧ください。「開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大」です。0.3ヘクタール以上の開発行為をする場合、3%以上の公園の設置が義務付けられていますが、この面積基準を地域の事情に応じ、条例で定めたいというものです。

右側の列、「関係府省からの回答の概要」を御覧いただきますと、「C：対応不可」となっています。一定の宅地水準を確保しながら開発を行う者に対する公園設置義務という負担が許容される最低限度の面積、これを全国一律に定めており、こうした基準を削除または「参酌すべき基準」とすることは困難であるという回答が来ています。これについては、明日開催予定の提案募集検討専門部会でヒアリングをしたいと考えております。

4ページをお開きください。10番「放課後児童クラブの補助要件の見直し」です。

このうち、③は、現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいるという地域の実情を踏まえて補助対象とするなど、補助要件を見直してほしいという提案です。

これに対する厚生労働省の回答は「C：対応不可」となっていますが、この放課後児童クラブは子ども・子育て支援新制度の中で消費税財源を投入し、量的拡充及び質の改善を図る考えだということで、この放課後児童クラブに対する補助も「質の改善」のひとつであり、今後子ども子育て支援会議の中で再検討する必要があるため、現時点では回答が困難だということです。ヒアリングの中でも放課後児童クラブの質的改善を図る必要性は共通の認識が得られたものと考えており、今後の議論次第ということになっています。

8ページの14番「医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県

への移譲及び規制緩和」を御覧ください。

この許可権限は現在大臣にあり、実際は地方厚生（支）局長に委任されていますが、これを都道府県知事に移譲する、また、在庫量の不足のための調剤ができない場合に限るという譲渡許可条件を緩和するという提案です。

1番目については、右列①の1つ目の○の中段以降にあるように、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生（支）局の麻薬取締部が関与する必要があるのだということ。また、2番目の○の中段にあるように、不正や違反が疑われる場合には、麻薬取締官が監視業務を行うことが効率的であるという理由で対応不可となっております。

②の許可条件については、2つ目の○「在庫量の不足以外に緊急性がなくても通常から融通できるようにした場合、麻薬備蓄に不均等が生じるばかりか、流通も複雑化するため、流通実態把握が困難となり、麻薬不正流通の原因となる可能性がある」ということで対応不可となっているところです。

ヒアリングでは、薬局の現場で困っていることが具体的に分かれば患者本位の検討をしたいということも表明していただいているところです。

続きまして、10ページをお開きください。15番「社会医療法人の認定要件緩和」です。医療法人が社会医療法人の認定を受けると、医療保健業の法人税の非課税といった措置を受けられるのですが、その認定に当たっては、へき地医療への支援実績として、へき地診療所への医師の派遣実績が必要とされており、これについて、へき地医療拠点病院への医師派遣でも可能としてほしいというものです。医師減少等で拠点病院が厳しい状況にあるということ踏まえた提案であると思われます。

これに対する厚生労働省の回答は、へき地医療拠点病院とは、へき地診療所への代替医等の派遣をする役割を負っており、恒常的な医師派遣を受けなければへき地医療活動が実施できない病院については、そもそもその指定の趣旨に反し、そういった病院への支援を認定要件とするのは矛盾するとの指摘です。ヒアリングでは、この医療法人から拠点病院への医師派遣が、拠点病院からへき地診療所への医師派遣につながっていることが明らかであれば、関係者への協議の上で提案実現の方向で検討したいといったような表明がなされているところです。

次のページ、11ページを御覧ください。16番「指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止」という提案です。参考として記載しているとおり、指定都市立の高等学校については、第4次分権一括法により都道府県認可の廃止を予定していますが、この提案に対する回答としては「E：提案の実現に向けて対応を検討」となっています。特別支援学校と高等学校とは事情が異なり、特別支援学校に求められる高度な専門性に鑑みて設置義務が都道府県に課されており、都道府県の教育委員会で最終的な判断を行えるようにしているのが現状であるということです。ただ、○の2つ目にあるように、義務を負っている都道府県やその他の団体の意見を確認し、支

障がないという場合には検討したいということで、後ほど御紹介しますが、全国市長会へのヒアリングでも特に言及されていますので、こうしたことも踏まえて、今後も議論していく必要があるだろうと覚っているところだす。

次に15ページを御覧ください。22番「市町村の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲」という提案だす。平成26年1月に施行された産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定権限を国から県へ移譲するよう求めています。

この創業支援事業は、市町村が地域の金融機関やNPOといった創業支援事業者と連携して、ワンストップで相談窓口を設けるというようない計画をつくり、これを国が認定することで、創業支援事業者に対しては補助金等が交付され、その支援を受けた創業者は、登録免許税の軽減などのメリットが得られるというものです。

これに対する回答は「C：対応不可」となっており、現状として、各都道府県の平均認定件数は、まだ4件程度ということだ、都道府県での執行は極めて非効率であるということだ。また、各地のモデルとなる体制を全国に横展開することが目的の一つであるということから、全国水準の認定を県で行うことは困難であろうということだ。さらに、全国で1万事業程度の立ち上げを目指す「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進しており、目標の達成に向けては国が支援し、関与することが必要だということが述べられています。ただ、ヒアリングにおいては、国と県との連携については検討したいということだでした。

次の16ページ、23番を御覧ください。電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法に関する提案だす。典型的には太陽光発電事業者が対象となりますが、固定価格買取制度の前提となる発電設備の認定権限は国にあり、経済産業局が担っています。これを都道府県に移譲してほしいという提案だす。

経済産業省の回答は「C：対応不可」となっています。再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担により賄われる、これは、国が全国一律の基準で認定する必要があるという回答だす。

ヒアリングでは、認定基準は技術的な事項であって、全国一律の基準で認定を行うのであれば、理論的には移譲もあり得るといふ議論になっており、今後、引き続きの検討が必要だと思われます。

18ページを御覧ください。27番「二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止」だす。二級河川の河川管理者は都道府県知事であり、この河川整備基本方針等の策定は法定受託事務となっていますが、策定に当たっての国の同意協議を廃止してほしいという提案だす。

国土交通省から回答は「C：対応不可」となっておりまして、こうした河川に係る管理は災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務であるということだす。したがって、この策定に当たっても、治水安全度

の全国バランスを確保する、国民が災害からの安全を等しく享受するといったような観点から、大臣の同意が必要であるということで、平行線の議論になっているところ です。

続いて、20ページを御覧ください。30番「公営住宅に係る規制緩和」です。

①は住宅の明渡請求をすることができる高額所得者の収入基準を条例委任するという提案です。入居の基準は、第1次分権一括法により、15万8,000円を参酌基準とし、条例で定められるようになっていますが、明渡請求の基準は、高額所得者の基準が31万3,000円と、政令で一律に定められているという状況です。これについて、地域の実情に応じて条例で定めることとしたいというものです。

国土交通省からの回答は「C：対応不可」となっており、借地借家法とは別個の明渡請求に係る要件及び効果を明確に規定した同法の特別規定と解されるということで、仮に各事業主体が個別の基準を設けることにすると、明渡請求に係る要件及び効果が明確に規定されるということとはできないとの主張です。論点としては、条例委任しても借地借家法の特例が維持できるか否かといったところになっています。

次の21ページをお開きください。下の段、32番です。「複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲」です。これは文字どおり、大手の建設業等々に係る権限について、その本店所在地の都道府県に移譲してほしいというものです。

これに対する回答は「C：対応不可」となっています。「現行法では、複数の都道府県に営業所を設け、広域的に事業を展開する業者については、国土交通大臣が統一的に許可や免許・監督等に関する事務を行うことによって、事業活動の公平性の確保と広域にわたる円滑な事業活動の保障をしているとともに、効率的・機動的な監督を実現している。」ということで、この辺りもまだ議論がこれからというものです。

25ページを御覧ください。下の段の37番「NPO法人の認証等権限の中核市への移譲」という提案です。これについては、第2次分権一括法により指定都市まで移譲されていますが、中核市まで移譲してほしいというものです。

回答としては「E：提案の実現に向けて対応を検討」となっていますが、「中核市における法人の活動状況は地域によって様々であり、今回の提案が、全中核市の意見とは言い難いのではないか」ということが述べられています。ヒアリングでは、中核市全体が前向きであれば検討したいということ、さらに、超党派の議員連盟での議論が必要だというようなことも御指摘があったところです。

これは、全国市長会のヒアリングの場でも特に言及されていた案件ですが、全国市長会からは手挙げ方式を採ってはどうかという意見を伺っているところです。

27ページの上段、39番を御覧ください。「マイナンバー利用事務の拡大」です。現在、公営住宅に係る事務はマイナンバーの利用が可能になっていますが、特定優良賃貸住宅の供給に係る住民票や所得証明などが必要となる事務について、公営住宅と同

様にマイナンバーを利用させてほしいという提案です。

回答としては、「E：提案の実現に向けて対応を検討」となっています。中段に記載があるように、個人番号の利用範囲の拡大については、番号法附則第6条第1項において、番号法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるとなっているところで、ヒアリングでは、この特定優良賃貸住宅を所管する国土交通省とも相談しながら検討は可能であるという回答をいただいているところです。

次に28ページを御覧ください。ここからがB-①「これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの」です。

上の欄、41番を御覧ください。「開発行為の許可権限の希望する市への移譲」という手挙げ方式による権限移譲の提案です。これについても全国市長会が特に言及している案件で、現在は特例市まで移譲されているところですが、希望する市にも移譲してほしいという提案です。

併せて、許可の際に必要な開発審査会の設置もできるようにしてほしいということですが、回答としては、「D：現行規定により対応可能」となっています。1つ目の○では法律上、許可権限を有しないところには審査会の設置はできないという回答がされていますが、対応可能としているのは2つ目の○です。8月に施行された改正都市再生特別措置法において、市町村が立地適正化計画を作成し、居住調整区域を決めた場合には、その市町村に許可権限と審査会の設置を移譲するという仕組みができたので、こちらの活用を検討されたいという回答になっています。

下の欄の42番も全国町村会から特に言及のあったもので、「町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止」という提案です。現在、市については第1次分権一括法により都道府県知事への協議のみで済むのですが、町村の場合は同意が必要とされており、ここを市並みの制度としてほしいということですが、これについての回答は、「C：対応不可」となっており、「市については、累次の分権改革により都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験が充実している」ということから都道府県知事との協議を不要としたところであって、町村については引き続き同意が必要だという回答です。この41番、42番については、明日、ヒアリングの場が用意されておりますので、議論したいと思っております。

次の29ページを御覧ください。43番「都市公園の廃止に係る規定の弾力化」という提案です。都市公園法上は、都市公園をみだりに廃止してはならないという規定がありますが、都市の集約化あるいは人口減少といった課題に対応するために、市町村の裁量で都市公園の柔軟な廃止ができるようにしてほしいというものです。国土交通省の回答では「D：現行規定により対応可能」となっており、この事務は自治事務ですので、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると公園管理者である地方公共団体

が判断すれば可能だと言っております。ただ、なかなか踏み切れない地方公共団体が多いようですので、ヒアリングではコンパクトシティ化といったような時代背景の変化を踏まえ、この運用指針を改正する方向で検討するという議論があったところです。

その下、44番は「保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲」という提案です。これに対し、重要流域と呼ばれる2以上の都府県の区域にわたる流域その他国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、保安林の指定、解除については、大臣の権限になっており、水源の涵養、土砂の流出防止といった根幹部分をなすことから、従来どおり国が直接執行することが適当であるということで平行線となっています。

次のページ、30ページの47番を御覧ください。「保育所等の児童福祉施設に係る『従うべき基準』の見直し」という提案です。真ん中にあるとおり、保育所等の児童福祉施設に係る居住面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しをしてほしいというものです。

例えば乳児に対し3対1の比率で保育士を配置しなければいけないとか、あるいはほふく室は3.3平方メートル以上としなければならないといった基準が決まっているところが多くあり、こうした基準を地域の実情に応じて、異なる内容を許容するような参酌基準としてほしいという提案です。

これについても「C：対応不可」という回答がなされています。子供の健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については、国が最低限の基準を定めるべきであり、全国一律の基準としているということで、議論が平行線となっています。

31ページを御覧ください。50番「県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲」という提案です。文字どおり県費負担教職員の人事権等を中核市あるいは特例市、特別区、一般市に移譲してほしいという提案で、参考にあるとおり、指定都市については先の第4次分権一括法により移譲が決まっています。

文部科学省からの回答では、「E：提案の実現に向けて対応を検討」となっており、これまでの義務付け・枠付けの見直し、あるいは中央教育審議会の答申において、「広域での人事調整の仕組みに配慮することとされ、小規模市町村の理解を得て検討する」こととされているところで、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担の移譲の状況を踏まえ、都道府県の意見も確認した上で、人事行政に差し支えないということが確認できた場合には必要な検討をしたいということになっています。現在、大阪府の一部、豊能地区において、実際に行われており、このような地域の状況を見ながら検討するといった意見が示されているところです。

次のページ、32ページの51番を御覧ください。「水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲」という提案です。水道事業のうち、給水人口が5万人超であって水利調整を有するもの、あるいは1日の最大供給水量が2万5,000立方メートルを超えるものについては、その認可・指導監督権限が国にあります。これを都道府県に移譲してほしいというものです。

こちらについても回答は「C：対応不可」となっており、これは「他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から、水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある」というもので、このところも平行線になっているところです。

次に、34ページ、53番を御覧ください。「旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し」です。都道府県が行う採石業、砂利採取業、旅館業の許可等に際し、暴力団であることを理由に拒否することが可能となるように不許可事由を見直してほしいという提案です。

参考としては、建設業、宅地建物取引業に係る暴力団排除については、本年6月に改正法が成立しているという状況です。

省庁によって回答が分かれており、採石法、砂利採取法については法制面の課題について十分検証を行う必要があり、これを踏まえて内容を検討したいということです。一方、旅館業については、憲法上の職業選択の自由を制約する規制を内容とするというものであり、厳格な整理が必要であるということです。

続きまして、36ページを御覧ください。56番「緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲」という手挙げ方式による権限移譲の提案で、全国町村会のヒアリングでも特に言及があったものです。

工場立地の際の届出内容が準則に合致するかどうか判断し、沿わなければ是正勧告や、命令をするというスキームが運用されており、その準則のうち、地域で決められる部分が条例委任されていますが、第2次分権一括法により市まで移譲されているところ、希望する町村への移譲をお願いしたいというものです。

これに対する経済産業省の回答は「C：対応不可」となっておりまして、町村については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適当ではないとしています。これについても、明日、ヒアリングが予定されていますので、議論していただこうというところです。

次のページ、37ページを御覧ください。58番「公営住宅建替事業の施行要件の緩和」です。これも全国市長会へのヒアリングの場で特に言及のあった事項です。法定建替の場合、現地建替要件という要件がありますが、これを廃止してほしいというのが提案の1つです。現地建替ではない建替え、すなわち非現地建替の場合、当該敷地を再度団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の住居の安定性を損なうことが懸念されるため、現地建替である法定建替の場合には明渡請求権などの強制力を伴ってできるわけですが、非現地の場合では法定の建替えとしては認められないという議論です。

以上がBの区分です。

38ページ以降が、農地・農村部会で取り扱っている事項です。4事項記載しておりますが、これ以外にも農地の転用許可といったような、昨年から議論されている事項もございます。この下欄、農家レストランを農業用施設に位置付けることという提案は、農家レストランを農業用施設として位置づけて、区域内においてもレストランの設置を可能としてほしいということです。

こちらの回答は「E：提案の実現に向けて対応を検討」となっております。

1つ目の○の後段にありますように、国家戦略特別区域で農家レストランの農用地区域内への設置が可能となっており、全国展開については、この特区の下での効果や周辺への影響を検証した上で検討したいということになっております。特区は新潟市や兵庫県養父市で認められており、本年中に第1号の農家レストランができるのではないかと聞いているところです。

以上が、各府省からの第1次回答についての御説明です。

続きまして、資料4をお開きください。こちらが900件に渡る提案について地方三団体から頂いた御意見で、先の提案募集検討専門部会でもヒアリングを行ったところです。

まず、全国知事会の資料、1ページ目を御覧ください。提案募集方式については、「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価しているということです。ただ、各府省第1次回答で提案内容を実施とされたものは1%未満であり、遺憾であるということ、提案の実現に向けて、積極的な検討を求めるといったことが書かれています。

概要としては、この下の枠にあるとおりですが、全国知事会としては、都道府県から市町村への権限移譲の提案については、115件のうち半数を超える64件の提案を受け入れるとの御意見です。

また、国からの権限移譲の提案については280件のうち164件について移譲を求めるとのこと、義務付け・枠付けの見直しについては、293件のうち220件についての見直しを求めるとのことです。

その他、国庫補助の要件緩和等については、205件のうち34件といったような御意見となっております。

次のページを御覧いただきますと、市町村への権限移譲に関して、115件中64件について提案を受け入れるということで、地方分権に向けて全国知事会の決意を示したものと考えているといったことがヒアリングの場で示されたところです。

この例示でA-①、B-①と表記されているものは、先ほど資料2で御説明した案件と重なる項目です。

次の3ページは、国からの権限移譲への提案についてです。164件について移譲を求めるとのこと、特に農地転用、無料職業紹介、地域交通、直轄国道・一級河川といったような事務・権限について提起されているところです。

次の4ページを御覧ください。都道府県を経ず、国から直接市町村、あるいは国から直接事業者へ補助金が交付されるような補助金をいわゆる「空飛ぶ補助金」と呼んでいます。こうしたものについて、都道府県を実施主体にする、あるいは都道府県に交付するということを求めるということについて、全国知事会から特に提案が上がっているところがございます。

次の5ページが義務付け・枠付けの見直し提案についてです。地方分権改革推進委員会勧告どおりの見直しを求めるものとして151件の提案が挙げられており、主な例としては、先ほどの保育所の居室等の面積、保育士の配置などの基準について言及されています。

7ページを御覧ください。全てに共通して国に対処を求める事項として、これまでの勧告等で設定されたメルクマールの範囲内で行ってほしいといった御意見、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示してほしいといった御意見を頂いているところです。

次に、9ページからが全国市長会の意見です。全国市長会からは、各市の関心が非常に高く、提案のうち約6割については、実現に向けて検討すべきと考えており、約1割については、慎重に検討すべき、残り3割については意見なしという状況であるという説明をいただきました。

特に、言及のあった主なものを御紹介します。14ページをお開きください。

先ほど御説明しました「指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県許可の廃止」について、提案の実現を求めるとの御意見です。ただし、移譲後も、引き続き道府県と緊密な連携が図られるよう必要な措置を求めるという御意見も頂いています。

次に、18ページを御覧ください。一番下、「NPO法人の認証等権限の中核市への移譲」ですが、中核市については、手挙げ方式による移譲を求めるとの御意見です。

22ページを御覧ください。「県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲」について、今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することという御意見を頂いたところです。

次に、24ページを御覧ください。一番下、「公営住宅建替事業の施行要件の緩和」について、積極的な検討を求めるという御意見を頂いています。

25ページをご覧ください。別途、全国市長会からいただいた提案についても言及があり、「国民健康保険の過誤調整に関する提案」を頂いています。求める措置の具体的内容として、転職などで資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整、すなわち違う組合に移っていながら前の保険で受診してしまったという場合の過誤の調整について、現状は患者に一旦返していただいて、また新しい保険から請求してもらう必要があるのですが、そこを患者を介さずに保険者同士で直接処理させてほしいという提

案です。これについても、大変手間がかかるといったようなことが書かれており、特出ししての提案をいただいたところです。

続いて、27ページをお開きください。ここからは全国町村会から頂いた資料です。町村からの提案は12件ありましたが、このうち「現行規定により対応可能」というのは1件で、残りは全て「対応不可」であったことから、提案の実現に向けて積極的な検討をお願いしたいという表明がありました。

特に、言及があったものとしては、1ページ目の真ん中の段、先ほど御説明申し上げました「町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止」という提案で、現在、市では協議で済む案件です。

もう一件言及があったのは2ページ目の上、「市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定の解除の取扱い」という提案です。市町村が自ら施行者となるような事業の保安林解除については、公益的理由による解除として扱っていただきたいという提案がされています。

資料の一番最後、37ページを御覧ください。中段、「工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲」に関する聖籠町からの提案について全国町村会としても希望する町村への移譲をお願いしたいという表明がなされているところです。

以上が地方三団体からの資料の御説明です。

最後に、資料6をお開きください。本日御欠席の古川議員からの御意見です。事務局から読み上げさせていただきます。

本日の会議には、県会議本会議中につき出席できず、大変残念に思っております。

ついては、以下の意見を提出しますので、本日の審議の参考にさせていただきたく存じます。

1 提案募集に対する各府省の第1次回答について

各府省の第1次回答は、約8割弱の提案に対して、対応不可との回答であることは、大変残念です。

回答内容を見ると、現行制度の説明に終始しているものも見られ、各府省が対応不可と判断した合理的な説明が十分とはいえないものがあります。

今回の提案募集は、地方の「発意」と「多様性」を活かし、改革を新たなステージに進める第一歩です。全閣僚で構成し、総理を本部長とする地方分権改革推進本部において、その実施が決定されたことを踏まえると、各府省は、提案を真摯に受けとめ、その実現に向けた検討を進めるべきです。

2 提案募集に対する今後の審議について

専門部会及び内閣府においては、提案団体及び各府省からのヒアリングを行うなど、精力的な調査を進めていただいていることに、感謝申し上げます。

専門部会で審議中の項目は、「地方の創生と人口減少の克服に関連するもの」などです。政府全体として、地方創生、少子化対策を強力に取り組むこととされたことと目指す方向は同じです。

また、専門部会で審議中以外の項目については、内閣府が主体となって各府省と調整を進めることとなっております。

専門部会及び内閣府においては、10月末の中間取りまとめに向けて、特に以下の点に留意し、各府省との調整を進めるべきです。

提案団体は、具体的な支障事例や効果を提示し、意欲を持って提案しています。提案の実現に向けて、全国一律の権限移譲などが困難である場合には、今回新たに導入する「手挙げ方式」や、一定の期間を区切って社会実験として行うなど、地方の意欲を形にする手法を柔軟に検討すべきです。

提案が実現できない理由は、提案を実現した場合に著しい社会的な弊害があり、かつその弊害を除去することが困難である場合などに厳格化するなど、合理的な理由が明確なもののみ限定されるべきです。

保育所や介護施設などの従うべき基準の見直しについては、多くの支障事例が示されていますが、面積基準の見直しを求める団体もあれば、職員配置基準の見直しを求める団体もあります。支障事例そのものがさまざまであるということは、全国一律の基準を維持しては、保育所や介護施設が、その機能を十分に発揮し、住民に良質なサービスを提供することができない地域が出てくるということです。

それぞれの地域が、住民に良質なサービスを提供し続けるためにも、全国一律の基準を維持するのではなく、地域で最適な基準の設定を可能とする見直しが必要です。

提案募集方式については、全国知事会は、個々の地方団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステム、すなわち「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」と評価しています。

そのことは、全国から953件にのぼる提案が寄せられたことから明らかです。

初年度の結果を、さらなる地方の意欲を引き出すものとするのが重要です。

以上で、駆け足でしたが、事務局からの説明を終わります。

(神野座長) どうもありがとうございました。

地方からの提案状況及び各府省からの第1次回答状況、さらには検討状況等について御説明をいただきました。

引き続き、提案募集検討専門部会の高橋部会長から検討状況を御説明いただきます。資料3にもありますように、気の遠くなるような時間数を専門部会に費やしていただきました。部会長を始め構成員の皆様方に深く頭の下がる思いで、ただただ手を合わせるばかりですが、検討状況について御説明をいただければと思います。

(高橋部会長) それでは、提案募集検討専門部会の検討状況について御報告いたしたい

と思います。

今、御紹介いただきました資料3のとおり、部会では、まず8月の下旬に提案地方公共団体等からのヒアリングを行いました。審議は4回の会議で22時間程度を行いました。その後、この地方からのヒアリング内容を踏まえまして、第6回、9月上旬から各府省からのヒアリングを行っております。また、16日には地方三団体からのヒアリングを行いました。これらの審議は明日の19日を含め6回の会議で35時間程度となります。

以下、関係府省ヒアリングの状況と地方三団体ヒアリングの状況を御説明した上で、今後の検討方針と提案の進め方について御説明します。

まず、19日に予定されているヒアリングの項目である都市計画や産業振興関係を除いた各府省との議論の状況について御説明を申し上げます。

各府省との議論の状況について私の受け止めを御説明申し上げますと、大きく4つの類型に分かれるのではないかと思います。すなわち、第1番目が、検討の方向が合致している。要するに基本的に問題ないということ。

第2番目が、一部において合致しているというもの。

第3番目が、検討の方向性は合致していないのですが、論点の基本認識はお互いに設定できたもの。

第4番目が、検討の方向性の合致、論点の基本的な認識すら残念ながら得られなかったもの、大体4つの類型に分かれるのではないかと思います。

以下、事務局の説明とはかなり重複しますが、三宅次長から概要を御説明いただきましたので、私のほうからはやや項目を絞りまして、主要な項目について御説明申し上げたいと思います。

まず、資料2にお戻りください。検討の方向性が合致している事項の例としては、10ページの「社会医療法人の認定要件緩和」です。これについては、事務局からのお話にございましたが、①についての回答としては、「C：対応不可」となっていますが、積極的に御検討いただくということになっておりますので、これは「C：対応不可」から「E：提案の実現に向けて対応を検討」に変わったのではないかとということで大きな前進だと思えます。

次が、27ページ、通番39の「マイナンバー利用事務の拡大」を御覧ください。これも事務局の御説明にありましたように、内閣府としては積極的に検討していただくということになっておりますので、これも基本的にはお互いに認識が一致したと思えます。

ここで少し具体的に深掘りして御説明したいのが、29ページの通番43「都市公園の廃止に係る規定の弾力化」です。都市の集約化や人口減少などの課題に対応するために、都市公園の柔軟な廃止ができるようにしてほしいという御提案です。ただ、現行の都市公園法では、「公益上特別な必要がある場合」に限って廃止ができるという厳

しい規定になっております。

さらに、国土交通省の解説書があるのですが、これは高度成長期に書かれたもので、都市公園を増やし、減らさないということが重要な時代でしたので、廃止についてはかなり厳しい書き方になっています。したがって、関係者に対して、都市公園の廃止は困難であるという印象を植えつけるものになっていますので、この辺りが問題であろうということでした。

これに対する回答は、「D：現行規定により対応可能」でしたが、今申し上げたように解説書が時代に合っていないものでしたので、是非関係者に誤解のないように、解説書を補完する何らかの通知を出すなど積極的な措置をとっていただくよう、ヒアリングをお願いしました。それに対しては検討いたしますという御回答をいただきましたので、これも大分進んだ項目だろうと思っています。

次に、検討性の方向が一部合致している事項の例としては、11ページの通番16「指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止」というものです。これも事務局から御紹介がありましたが、回答は「E：提案の実現に向けて対応を検討」となっており、また、25ページの通番37「NP0法人の認証等権限の中核市への移譲」も「E：提案の実現に向けて対応を検討」ということになっております。

31ページを御覧ください。通番の50「県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲」について、こちら事務局から説明いただきましたが、少し深掘りして御説明したいと思います。

この問題は、地方分権改革の中で長い経緯を持っています。この点については当初、文部科学省から、権限移譲するにあたり、教育の機会均等を図る上では、市町村の区域を超えた広域異動の仕組みを作ることが重要であり、かつ、このような仕組みを作っても、対等な市町村間で本当にきちんとした調整ができるのかどうか見なければならぬという、かなり厳しい御説明をいただきました。ただ、同時に同省からは、条例に基づく事務処理特例制度により、大阪府の豊能地区で実際に行っていると御紹介がありました。この地区の実態をよく把握した上で、この事務処理特例制度を活用して、都道府県から中核市等への人事権等の移譲を積極的に推進していきたいという前向きな御説明をいただきましたので、これも基本的に一部意見が合致したと評価できると考えております。

第3番目、検討の方向性が合致していないが、論点の共通認識は得た事項の例としては、4ページ、通番の10「放課後児童クラブの補助要件の見直し」が挙げられます。これも御説明がありましたが、この問題について重要性は認識しているとおっしゃっていただいたので論点の基本認識は得られたらと思います。

次が20ページの通番30「公営住宅に係る規制緩和」、34ページの通番53「旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可要件の見直し」です。

私がここで取り上げたいのは、「公営住宅に係る規制緩和」です。恐縮ですが20ペ

ージにお戻りください。これについては、いずれも国土交通省の回答は「C：対応不可」でした。しかしながら、私の認識としては、ヒアリングを通じて相互の主張がかみ合ってきたのではないかと考えています。

例えば①の高額所得者の明渡請求の要件というものがありますが、これは政令で31万3,000円ということが機械的に決まっています。これについて国土交通省としては、借地借家法の例外なのできちんと法令で基準を決める必要があるという主張でした。しかしながら、私どもとしては、公営住宅法に入居基準となる収入を「相当程度超える」という基準がきちんと書いてありますので、法令に基準が書いてある以上は、借地借家法の関係で問題がないのではないかと御指摘をさせていただきました。

あわせて、既に入居基準が自治体の実情に合わせて決められるようになっており、入るところが地方の実情で決まっているのに、出るところだけ全国一律というのはバランスを欠いている。こういう御指摘をさせていただいたところ、そこについては国土交通省に検討結果を示していただくということになっておりますので、基本的には論点の設定はできているのではないかと考えております。ほかにもこのような項目が幾つかございます。

最後が、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項というものです。この例としては、事務局の御説明にもありましたように、18ページ、通番27の「二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止」や、29ページの通番44「保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲」があります。この辺りはなかなか難しい状況です。

また、30ページの通番47「保育所等の児童福祉施設に係る『従うべき基準』の見直し」や、32ページ、通番51「水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲」というものがあります。

これらはいずれも過去の地方分権の検討の中で、各府省の態度が極めて厳しかったもので、いわば岩盤として残っているものだと認識しています。

したがって、実際、ヒアリングの場においても、国の権限としてこれは絶対に移譲できないというかなり厳しい立場が繰り返されておりまして、率直に申し上げて共通の認識を作り上げるところまで至っていないというところではあります。

次に、地方三団体からのヒアリングについては、これも事務局から御説明いただきましたが、全体として、地方三団体から今回の提案募集方式に対する評価と期待が明確に示されたとして私としては受け止めました。また、地方分権の推進に向けて地方としても自ら努力するという姿勢を示していただいたと思っています。

さらには、各団体が特に実現を求めるという改革事項についても言及がありまして、これをバックに各府省ともさらに交渉していきたいと思っています。

地方三団体が特に実現を求めるとしては、全国知事会からは保育所の「従うべき基準」の「参酌基準」化ですとか、全国市長会からは、県費負担教職員の人事権の

移譲については手挙げ方式で行ってほしいとか、先ほどから再三出ておりますが、指定都市立の特別支援学校の設置に係る都道府県認可を廃止してほしいとか、このような提案が団体として出されたということは重く受けとめたいと思っています。

さらには、全国町村会からも町村の都市計画決定に対する都道府県同意の廃止であるとか、工場立地法の緑地面積に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲など、明確な意思が表明されました。この辺りは重要だと思っています。

最後に、今後の検討方針と検討の進め方について御説明申し上げます。

今後の部会における検討の方針として、検討の方向性が合致している事項及び検討の方向性が一部合致している事項については、各府省に制度改正等に向けた検討をお願いするとともに、内閣府においても、関係地方公共団体の意向確認を行うなどして、具体化に向けた詰めを行っていただきたいと思います。

検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項については、各府省から更なる検討結果についての御報告をいただけたと思っています。そこで、検討の状況もお聞きしながら、専門部会としても対応方針について検討してまいりたいと思っています。

最後、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項については、再度、各府省に対して私どもの考え方を明確にお示ししたいと思っています。その上で、各府省に対しまして、更なる検討をお願いして議論を深めたいと思っています。

以上の基本的な方針を前提としまして、9月26日に予定されている内閣府から各府省への再検討要請に合わせて、各府省に対し、部会としての考え方、論点を改めて文書としてお示ししたいと思います。各府省には、これを踏まえ、10月10日までに御回答いただくということを考えております。

部会としては、これらの各府省の回答を踏まえ、10月中旬より、各府省から再度重点的にヒアリングを行い議論を詰めていこうと思っています。また、対応方針の取りまとめに向けては、地域の特性や事務処理体制に差がある事務についての権限移譲を推進するため、「地方分権改革の総括と展望」の中で、地域の多様性を重視する観点から「手挙げ方式」が提言されており、これも重要な選択肢になると思っています。今後、このような手挙げ方式の導入の可能性も含めまして、提案募集検討専門部会の内部や各府省の間においても十分に議論していきたいと思っています。

以上、簡単でございますが、御報告いたしました。よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて農地・農村部会の柏木部会長、よろしくお願いいたします。

(柏木議員) 農地・農村部会における検討状況について御報告を申し上げます。

農地・農村部会では、2009年に施行された改正農地法の附則で、施行後5年を目途に転用許可の主体を検討するとしていることもあり、主に農地転用等に係る事務・権限の移譲及び農地の確保のための施策の在り方について、お手元の資料5にございま

すように検討を進めてきました。

去る8月、地方六団体が「農地制度のあり方について」として、農地制度の在り方に係る具体的な提案、提言を取りまとめられました。これは提案募集方式の一環としての提案でもあります。資料5の2ページ目を御覧ください。この地方六団体からの提言を受けまして、第8回農地・農村部会において地方団体へのヒアリングを実施したところです。地方六団体の提言においては、農地転用に関する事務・権限の移譲だけではなく、真に守るべき農地を確保するという観点から、農地の総量確保を行うための仕組み、マクロ管理を充実すること、さらに、人口減少社会を迎えて総合的なまちづくりを推進する観点から、個別の農地転用の権限、ミクロ管理について市町村に移譲することなどが提言されております。

今回、農地制度の在り方について、地方六団体が一致して、現場の実情を踏まえた具体的な提言を行っていただいております、部会としては大変重く受けとめているところです。また、8月20日、第9回の農地・農村部会におきましては、この地方六団体提言に対する農林水産省の考え方についてヒアリングを実施いたしました。

農林水産省の考え方としては、地方六団体と認識が共通する部分がある一方で、マクロ管理及びミクロ管理に係る具体の制度論については、課題の指摘や考え方に相違も見られるところでした。今後、農地・農村部会としては、この地方六団体及び農林水産省から更に意見を伺い、論点を整理しつつ、農地制度における国と地方の役割分担の在り方について議論を深めていきたいと考えております。

なお、併せて地方からの提案のうち、農地・農村部会で取り扱うこととされている「農家レストランを農業施設に位置付けること」などの4項目についても、去る9月11日に開催した第10回農地・農村部会において農林水産省のヒアリングを行ったところです。部会における議論を踏まえ、さらに検討、調整を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ただいま事務局から現在の提案状況、さらには各府省の回答状況、検討状況を御説明していただいた上で、高橋部会長、柏木部会長から、それぞれの部会の検討状況及び進捗状況、さらには今後の進め方、方針等々の御説明もいただきました。それぞれの御説明について御意見及びアドバイス、御助言等々を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

森議員、お願いいたします。

(森議員) 御説明ありがとうございました。また専門部会の先生方には、大変御苦労いただいた様子ですし、中身も随分踏み込んだ検討をしていただいたというお話を伺い、大変頼もしく、うれしく思っております。今後ともよろしく申し上げます。

8月1日のこの合同会議に出席できなかったものですから、その際に議論があった

のかもしれませんが、確認をさせてほしいと思います。

御説明いただいた中に、幾つも補助要件の緩和に関する提案が入ってしまっていて、これもここでの議論の対象にしていくのかどうかということです。制度上は地方単独事業でやろうと思えばできるのだけれども、国費の支援制度があって、その制度を使おうとするときに補助要件がいくつかあり、これを緩和してほしいという議論を、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付けの見直しなどと同じように進めていくのかどうかという点について確認させていただきます。

(神野座長) 補助要綱に係る規制等々については、検討の対象とするという理解でよろしいですね。補助金そのものをどうかするかという話ではなく、補助要綱に基づく規制については対象にすると理解しております。

(森議員) 分かりました。

(高橋部会長) 例えば23ページの通番34「地域バス路線に係る補助要件の緩和」については、総量が決まっているため、必ずしも一律の緩和は要求していません。ただ、国土交通省は、地方の提案を基礎にして、財務省に平成27年度の予算要求をされていますので、一律緩和の要素も入った形で財務省と予算の交渉をされています。それは国土交通省が積極的に行われていることですので、こちらとしても実現されるようお願いしたところです。

ただ、総量の問題は別にして、現状として使いにくい要件になっているという問題があります。例えば、国土交通省の政策に合わせてバス路線を再編すると、2つに分かれた路線がそれぞれ別々に認定されて、結果として補助対象外となってしまうなど、地方にとっては使いづらく、合理的でない要件があり、その部分を変えてくださいという提案をしています。この提案に対する回答は、「C：対応不可」なのですが、前向きなお話を頂いていて、そういう意味では財務省次第でどうなるのかわからないところもありますが、国土交通省としては、実現の方向に向けて努力されているところ です。

以上でございます。

(神野座長) ほかに、いかがでしょうか。

森議員、どうぞ。

(森議員) 神野座長からアドバイスや激励もというお話がありましたので、生意気ですが、けれども申し上げます。資料6「古川議員からの御意見」の2ページ、2段落目で、地方はいろいろなことを背景としながら、地方三団体も大分内部での議論をして提案をしているのだから、この段落2つ目にあるような考え方を各府省に求めるというのは極めて当然のことだと思います。高橋先生お一人に大変御苦勞いただいておりますが、提案を実現できないことの挙証は各府省がきちんに行うということではないかと思 います。

したがって、「法律に書いてある」ですとか、「ずっとこうやってきた」というこ

とでは説明になっていないと思いますので、先ほど申し上げた前提で議論をお願いしたいと思っています。

保育所に関する様々な基準を参酌基準化することの難しさについては、全国一律でなければならないという考え方もある意味正しいと思いますが、一方では、認可保育所で待機児童を減らすという動きもあります。そうすると、不平等感というのは当然そこにあるわけですから、何をまず第一に解決しなければいけないのかを考えなければなりません。待機児童をなくすということにもう焦点を絞っていくとすれば、やはり一定程度、要件を緩和しないと実現できないのだろうと思います。結局のところ、そうすると、無認可保育所ばかり増えていくということになりかねないと思いますので、そこは多少柔軟に妥当性の議論を行っていくということが大事なのではないかと思っています。

つまり、全体の利益を考えたときに、国内における均一なサービスということだけでは説得し切れないのではないかと考えていますので、提案募集検討専門部会に参加していないから言えるのかも知れませんが、そういった御議論も是非深めていただきたいと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 私もそれぞれの部会で大変長い時間をかけて御審議いただきありがたいと思います。事前に資料を見せていただいたときに、やはり資料1の表が目飛び込んできて、量に対する評価は、どうしてもまだ不十分であるという印象を持ちました。そうした中で、先ほど高橋部会長の御説明で4つに類型化されて、その熟度をお示しいただきましたが、非常に明るい展望が開けました。単なる対応不可か実施かというような定量的な成果の公開だけではなくて、その中でどういう議論の熟度の高まりがあるかということも、上手にお示しいただくことができないかという要望が1つです。

また、それぞれの回答などを見ていますと、公平性、安全性、効率性というのがやはり重要なポイントとして出てくるわけですが、それらが先ほど森市長がおっしゃったように、どの観点から見て、その公平、安全、効率を議論するかということがポイントなのだろうと思いました。

一方で、これもやはり必要かと思ったのが、何か新しいことを始める際の全国の横展開のモデルとか、広域調整のモデルとかいうご説明は非常に政策的な意味もあって理解しやすいと思います。先ほどもありましたように、どこかの法律に書いてあるからとか、ずっとこれまでやってきたからという理由だけでは説明が不足しているだろうと思います。

いずれにしろ、以前、私は「ボトムアップの分権」という言い方をしましたが、この「地方が選ぶ地方分権」というものが確実に進んでいるということ、冒頭の大臣の御挨拶にも、まだ理解を得られていないのではないかというような御発言がありまし

たが、やはりこうした成果を的確に公表していくような効果的な方法もあわせて御検討いただければと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございますか。白石議員、どうぞ。

(白石議員) なぜ私どもが地方分権、特にかなり細かい部分も含めてこのように分権を強く主張し、特に農地制度について地方三団体がそろってこのような提案をまとめたか。各府省の対応も示されていますが、先ほどから説明がありますように、全国一律であるとか、既に制度はあるからという説明では済まない時代になってきています。市だからよくて、町はだめだとか、そういう考え方は今の時代に合わないの、小さい町村からも、このように意見が出るのです。それを全国一律に決まっているからだめだと言われてしまうと、これは分権を進めるどころか、地方にあきらめが生じるだけです。それではいけないので我々は必死に頑張っ、これまで何度も議論した部分についても是非進めてほしいと主張しており、特に農地制度では具体的に提案として出てきたということです。

実際に町長をやっている、住民から出るのはこのような声です。例えば田んぼが広がっている中に家が建っていて、すぐ隣の自分の土地に家を建てて売りたいと言ったとき、分家や農家住宅を建てるならいいけれども、家を建てて売ることはできませんと言われてしまいます。そのような今の人たちにはわかりにくい制度がずっと続いています。ですから、場所によってはもう少し住宅を建てる土地を少し広げるとか、その程度は実際に現場で調整をしている自治体に、もう少し「権限」をとはいいません。「判断」をさせてもいいのではないかと考えています。

ですから、農地を全部なくすなどというばかげたことはありません。すぐに国は、それを町村に任せてしまうと農地がなくなってしまうのではないかなどと主張しますが、そんな単純なものではありません。もう少し現地、町村の実態に目を向けてもらえれば、800件以上が「対応不可」ということにはならないと思います。もちろん対応していただいている提案はたくさんありますので、そういう面については私も評価しますが、実態、時代に合わない部分がたくさんあるため、地方から声が出るのです。その部分は各府省はもっと真摯に受け止めてほしいと思います。国からすると細かいことかもしれませんが、町村から言うと大事なことなのです。そこの認識が余りにも違い過ぎると感じます。

(神野座長) ありがとうございます。

勢一議員、お願いします。

(勢一議員) ありがとうございます。私も提案募集検討専門部会に加えていただいておりますが、出席回数が少なくて恐縮です。今回の提案募集の肝は、地方が実務を行ってきた中で困っていること、つまり、住民に対して満足のできるサービスを提供できないような支障がある実態を具体的にお示しいただいて、それを元に検討するという

ところにあると思っています。

もちろん、こうした支障は、全てが地方分権の枠組みで解決できるものではないかもしれませんが、少なくともそれに対して知恵を出し合って、国と地方が協力して、少しでも支障をなくし、住民の目から見て納得できるような運営ができるようにしていくことは、心を砕かなければならないところだと思っています。私もこれから努めたいと思いますし、皆様にも御協力をお願いしたいと思っています。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

磯部構成員、お願いします。

(磯部構成員) 提案募集検討専門部会にはほぼ出席し、非常に濃密な時間を過ごしました。ただ、先ほど高橋部会長が整理してくださった4つの分類のうち、一番最後の検討の方向性の合致、論点の基本的な認識もなかなか得られなかったというものが少なくありませんでした。

多くの時間をとりましたが、一方で、案件もとにかく多かったですから、決して議論の時間も十分ではなかったのではないかと感じており、まだまだこれはスタートなのだろうと思っています。

先ほど各議員の先生方が言ってくくださったように、まず何を解決しなくてはいけないのかが重要であって、現行制度を維持しなければどのような支障があるのかという点は、国から具体的に示していただきたいという思いを持っております。そのような基本姿勢について、息を合わせられるかどうか重要だと考えていて、ある省とのやりとりの中では、「たまたまうちも今こういうことが問題だと思っていた。是非この際、リアルな声も反映させながら変えていきたい。」というようなお話もありましたが、たまたまタイミングが合ったから話が進むというのではやや物足りない気がします。是非ここは呼吸を合わせて、今後長い将来、このままの制度でいいのか、持続可能な仕組みはいかにあるべきなのかということをしっくりやりとりさせていただければと思っています。そうすればきっといろいろ動くのではないかと、半分は楽観的に、しかし、まだいろいろな方の御意見を伺いながら務めていきたいと思っています。

単純な感想にとどまりますが、以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

森議員、どうぞ。

(森議員) 先ほど高橋先生にもお話しいただきましたが、やはりこれからの落としどころを見つけていくために、手挙げ方式は大変有力な方法だと思っています。できる地域とできない地域があるということにこだわって、一国一制度にこだわっていると前に進まないと思いますので、その点を改めて申し上げたいと思います。

私自身も勉強しなければいけません、**「空飛ぶ補助金」**の問題というのは、都道府県にとどめるべきと言うのが**全国知事会**の考え方ですね。古川議員がいないから申し上げるわけではありませんが、これは全く**地方分権**と逆行している話です。

最近、国の補助制度や様々な制度で直接事業者に対して行われるものが随分増えてきて、大変いいことだと思っています。これは事業者の意欲にもつながりますし、積極性やアイデア、先進性などに着目していただき、直接支援してもらうのは大変いいことだと思っているのですが、これを都道府県が行うということにすると**第二のブラックボックス**になってしまう気がします。改善すべき制度も含まれるのかもしれませんが、その点はもう少し勉強したいと思います。

(神野座長) 事務局、どうぞ。

(満田次長) 今の立場というより、直前まで都道府県にいた者の意見として2つ申し上げますと、もともと都道府県を経由していて、県も事業者と様々なお話ができていましたが、あるときを境に、全くそういう関係が失われてしまったという意味合いが1つあります。また、今回は**全国知事会**から出てきた意見なので都道府県と言っているわけで、事の性格によってはそれは市町村なのかもしれません。要するに、地方公共団体が当該事業者と補助制度を通じていろいろなことを打ち合わせする場面がなくなって、全く知らないうちに、どこかの事業が補助事業として採択されたということの後から聞くということは県でも多くありました。

補助金をいただくこと自体はいいのですが、**産業振興**全体の計画の中で、どこを強化しようとしているかなどの意向反映の場面が一切ないことになっています。その辺りが一番の問題だと考えています。この点について、参考に付け加えさせていただきます。

(神野座長) これはアメリカでも問題になっていますので、いろいろなお考えがあるかもしれません。

ほか、いかがでしょうか。

副大臣、何かお言葉ありましたら、お願いします。

(平副大臣) ありがとうございます。まず、**岩盤規制**は、総理が実行すると言っても何年もできないという世界なので、我慢強くやっていくということだと思います。その中で、高橋部会長を始め、本当に長時間のヒアリングを行っていただき、かなり精緻な議論をしていただいたおかげで、対立していたところから、分かり合えるところは先に進んでいると思いますので、本当に有り難く思います。

また、先ほど森市長からお話があったとおり、提案を実施できないことの**挙証責任**は各府省にあるというのはまさにおっしゃるとおりで、「今までこうしてきた」、「法律に書いてある」という答えが理由にならないというのはそのとおりだと思います。

法律自体のフィロソフィーにかかわることであれば変えられませんが、そのフィロ

ソフィーにかかわらない部分については、我々は法律を変えればいいだけの話です。したがって、各府省からはそのような提案をさせる必要があると思いますし、大臣とも相談をして、もう少し誠実な回答をさせたいと考えています。

最終的には、政務が一定の役割を果たさないといけないと思いますので、有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様には、本当に精力的に議論をしていただいておりますが、しっかりフォローしていきたいと思っています。

(神野座長) 有り難いお言葉を頂きまして、ありがとうございます。

熱心に生産的な御議論を頂戴したことを感謝する次第です。今までの御苦勞でなかなか言いづらいのですが、これから提案募集検討専門部会で本日の議論を踏まえて、また副大臣からも激励のお言葉がありましたので、より一層奮励努力していただければと思います。

提案募集検討専門部会で更なる調査と審議を進めていただいた上で、10月下旬に再度この有識者会議と提案募集検討専門部会との合同会議を開催し、対応に関する中間取りまとめを行いたいと考えております。

並行して、また柏木部会長に御苦勞をおかけしますが、農地・農村部会での御議論も進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の合同会議はこれにて終了させていただきます。夜遅くまで熱心に御議論を頂戴したことを伏して御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

以上